

○物品調達契約に係る条件付き一般競争入札の実施

物品調達契約について次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

令和7年9月19日

秋田県秋田空港管理事務所長 加藤 徹

1 入札に付する事項等

- (1) 購入物品の名称及び購入予定数量
空港滑走路用凍結防止剤（酢酸系液状）
予定数量 30,000ℓ
- (2) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 契約方法
1ℓ当たりの単価契約
- (4) 契約期間
契約締結日から令和8年3月31日まで
- (5) 納入場所及び納入期限
仕様書のとおり

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱第6条に基づく物品供給業者等登録名簿に登録されていること。
- (3) 秋田県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

3 入札説明書及び仕様書等の交付

入札説明書、仕様書及びその他様式等については、令和7年9月19日（金）から令和7年10月1日（水）までの期間、秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

4 入札参加資格確認申請書等の提出等

入札に参加しようとする者は、次により入札参加資格確認申請書等の書類を提出しなければならない。

- (1) 提出書類
 - ① 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
 - ② 誓約書（様式第2号）
 - ③ 納入物品明細書（物品の仕様がわかるもの。様式任意。）
- (2) 提出期間
令和7年9月19日（金）から令和7年9月30日（火）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1項第1号に規定する県の休日を除く。
- (3) 提出時間
午前9時から午後5時まで
- (4) 提出場所
郵便番号 010-1211 秋田県秋田市雄和椿川字山籠49番地
秋田県秋田空港管理事務所 総務チーム（電話番号018-886-3362）
- (5) 提出部数
各1部
- (6) 入札参加資格の確認は、開札後に、原則として落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落

札候補者」という。)について行い、その他の者については確認を行わないものとする。

(7) 入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

(8) 郵便による場合は、書留にて令和7年9月30日(火)必着で4(4)に定める場所に郵送すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

令和7年10月1日(水) 午前10時30分

秋田県秋田市雄和椿川字山籠49番地 秋田空港管理事務所 除雪車庫2F 会議室

6 入札保証金

免除する。

7 入札執行回数

(1) 入札執行者は開札をした場合、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は、原則として2回までとする。

(2) 当該入札への参加者が1社であった場合でも、入札を執行するものとする。

8 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。ただし、入札価格が最も低い者が2人以上あるときは、くじにより順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

(2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合は当該落札候補者を落札者とする。ただし、次のいずれかに該当するときは落札者として決定しない。

①落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められる場合

②納入物品明細書に記載の内容が仕様書の仕様に適合しない場合

(3) (2)によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者(該当する者が2人以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。)を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。

(4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

(5) 7(1)に定める入札執行回数を行ってもなお落札候補者のない場合は、入札手続きをやり直すか、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の最も低い者を対象として随意契約の交渉を行うことがある。

(6) 契約担当者は、(2)において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定したときは、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を速やかに通知する。

(7) (6)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日(休日を含まない。)以内に、秋田県秋田空港管理事務所長に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、(6)の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあっては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して3日(休日を含まない。)以内に、秋田県秋田空港管理事務所長に対して苦情の申し立てを行うことができる。

(8) 落札者となった者は、秋田県に納付(納入)すべき県税に滞納がないことを証する書面及び社会保険料に滞納がないことの確認を受けた書面を速やかに提出しなければならない。

9 入札書に記載する金額

入札金額は、10当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点以下第4位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札の無効
秋田県財務規則第166条に規定するところによる。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 問い合わせ先
4 (4) に同じ
- (5) その他
詳細は、入札説明書及び仕様書による。